

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会 令和4年度介護員養成研修受講促進事業実施要領

1 目的

この要領は、介護事業所が雇用している介護職員に受講させた介護員養成研修事業（介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修）の受講料を助成することにより介護職員の確保・定着を図ることを目的として、愛媛県から受託した介護員養成研修事業を実施するために必要な事項を定める。

2 定義

この要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次によるものとする。

- (1) 「介護職員初任者研修」とは、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23 第1項に規定する介護職員初任者研修をいう。
- (2) 「生活援助従事者研修」とは、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23 第1項に規定する生活援助従事者研修をいう。
- (3) 「介護事業所」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定介護サービス事業所及び老人福祉法に基づく施設等（別表）をいう。

3 助成対象事業所

助成対象は、次の（1）から（3）の全ての要件を満たす介護事業所とする。

- (1) 愛媛県内に所在している高齢者介護にかかる介護事業所であること
- (2) 雇用している介護職員の介護員養成研修にかかる受講費用を負担していること
- (3) 重複して他の法律又は制度に基づく助成金等の交付を受けていないこと

4 対象となる介護員養成研修

令和4年4月1日～令和5年2月28日までに修了する研修を対象とする。

5 助成対象経費

介護員養成研修の受講にかかる受講料及び教材費とする。

※事業所が負担している受講費用に対して助成をする。

6 助成率及び助成上限額

助成率は、介護事業所が負担した助成対象経費の3分の2とする。ただし、100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てることとし、助成上限額は、当該介護事業所に勤務する介護職員1人あたり55,000円とする。

7 募集人数

100名程度とし、予算の範囲内を限度とする。

8 申請方法

助成を受けようとする介護事業所は、介護員養成研修の受講開始後速やかに「介護員養成研修受講費助成申請書」（様式1）（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、関係書類を添付して、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会（以下「本会」という。）に提出する。

9 交付決定等

- (1) 本会会長は、提出を受けた申請書を審査し、適當と認めるときは、「介護員養成研修受講費助成交付決定通知書」(様式2)により通知する。また、適當でないと認めるときは、「介護員養成研修受講費助成交付不承認通知書」(様式3)により通知する。
- (2) 交付決定後に要件を満たさなくなったときは、介護事業所が「介護員養成研修受講費助成申請取下書」(様式4)を提出し、本会会長が「介護員養成研修受講費助成交付決定取消通知書」(様式5)により通知する。

10 請求方法

交付決定通知を受けた介護事業所は、介護員養成研修の終了後、令和5年3月8日（水）までに「介護員養成研修受講費助成金請求書」(様式6)（以下「請求書」という。）に必要事項を記入し、関係書類を添付して本会会長に提出する。請求書は、1枚が1名分とする。

11 交付方法

本会会長は、請求書の提出があったときは、その内容を確認し、請求者が指定する金融機関の口座へ助成金を送金する。

12 助成金の返還

本会会長は、申請、請求及び交付において、虚偽又は不正が判明したときは、助成金の交付決定を取り消し、申請そのものを無効とする。また、交付した助成金の全額を返還させることができるものとする。

13 個人情報

本事業において取得した個人情報は、本事業の運営のみに利用することとし、本会個人情報保護規程に基づき適正に管理する。

14 その他

この要領に規定するものほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

【提出・問合せ先】

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 人材研修課
〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館2階
TEL 089-921-5344 FAX 089-921-3398
メール jinzai@ehime-shakyo.or.jp

別表

対象となる介護サービス事業所

介護給付	予防給付
訪問介護	—
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
通所介護	—
通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—
夜間対応型訪問介護	—
地域密着型通所介護	—
認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	—
複合型サービス	—
介護老人福祉施設	—
介護老人保健施設	—

対象となる介護施設等

老人デイサービスセンター
老人短期入所施設
養護老人ホーム
軽費老人ホーム
ケアハウス
有料老人ホーム
サービス付き高齢者向け住宅
その他、介護業務として認められる介護施設・事業所等